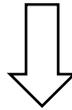


校訓「**自律と創造**」を根幹に据えて、四中の教育を進めてまいります。

日本の教育の目的

教育基本法第一条(教育の目的)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。



第四中学校の教育の目的

四中が育成をめざす、「人格の」高い「(より良き)国家及び社会の形成者」像 とは…

○自律型の人物

- ・自分で考え、判断できる人。
  - ⇒ 他者(社会・学校)の考えを無批判に受け入れる人。
- ・自分で行動選択し、その行動に責任をとれる人。
  - ⇒ 他者(社会・学校)に行動選択をゆだね、結果責任を他者(社会・学校)に求める人。
- ・自分の中にある規範に従って行動できる人。
  - ⇒ 他者(社会・学校)の指導(支配下)で規範に従う人。
- ・自分で成長できる人。
  - ⇒ 他者(社会)から与えられるものに依拠し、自分を向上させようとしない人。

○協働(共感・対話)できる人物

- ・他者理解に努め、違いを大切にすることができる人。
  - ⇒ 他者の背景に無関心で、違いを受け入れられない人。
- ・合意形成に努め、相乗効果を生み出すことができる人。
  - ⇒ 自分の意見を押し通すか、相手の意見に渋々従うか、投げ出すかしかできない人。

○創造的な人物

- ・現状に流されず、物事の本質を見極めて課題解決に向かうことができる人。
  - ⇒ 社会(学校)とはこんなものだとして現状を受け入れるだけの人。
- ・あきらめず、行動し続けることができる人。
  - ⇒ 理想はありながら、無理だとあきらめてしまう人。



子供たちが、しあわせな未来を築き、歩んでいけるように、各教科の学力はもちろんのこと、これら「自律・協働・創造」の力を伸ばす教育を、四中は推し進めてまいります！(この方針の詳細は、当HP「教育の目的」をご覧ください。)